

行政区（自治会）活動の応援ブック

2022 年度版



いな しき
稲敷 いなのすけ

令和4年4月

稲敷市

目 次

新型コロナウイルス感染拡大防止について.....	1
行政区（自治会）とは.....	3
行政区（自治会）の活動.....	3
行政区（自治会）活動への支援.....	4
行政区の防災.....	11
行政区内にお住まいの方の個人情報の取扱いについて.....	12
規約について.....	13
認可地縁団体について.....	13

【資 料】

区長について.....	15
地域活動事例集.....	16
避難について.....	20
行政区（自治会）が関係する主な行事等予定.....	21
市役所各課主な業務一覧.....	22

新型コロナウイルス感染拡大防止について

国から「新しい生活様式」が示され、行政区（自治会）では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、様々な対応を行っていただいております。

引き続き、感染拡大の防止に努めていただくため、活動の際の参考としてください。

■行政区（自治会）活動について

3密（密閉、密集、密接）を避け、「新たな生活様式」を取り入れた活動をお願いします。

【3密とは】

3つの密	対応方法
「密閉」空間にしないよう、 こまめな換気を！	2方向の窓を1回数分間程度全開にしましょう。換気回数は毎時2回以上確保しましょう。
「密集」しないよう、 人と人の距離を取りましょう！	互いに手を伸ばして届かない十分な距離（2メートル以上）を取りましょう。
「密接」した会話や発声は、 避けましょう！	十分な距離を保ち、マスクを着用しましょう。

【「新しい生活様式」での感染防止の3つの基本】

①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

○会合やイベント時には次のことに注意してください。

- ・必要最小限の時間や最小限の参加者にとどめる。
- ・万が一に備えて、誰がいつ参加したのかがわかるように記録をつける。
- ・共用物の衛生管理や換気を徹底する。（消毒液の設置やドアノブ等の消毒・清掃）
- ・個人レベルの衛生対策を徹底する。（マスク着用や手洗いなど）
- ・体調不良の方の参加を断る。

○「新しい生活様式」における熱中症を予防しましょう。

(1)暑さを避けましょう。

換気扇や窓開放によって換気を確保しつつ、エアコンの温度設定をこまめに調節する。

(2)適宜マスクをはずしましょう。

気温・湿度の高い中でのマスク着用は要注意。屋外で人と十分な距離（2メートル以上）を確保できる場合にはマスクを外す。マスクを着用の時には負荷のかかる作業や運動を避け、周囲の人と距離を十分にとったうえでマスクを外し休憩する。

(3)こまめに水分補給しましょう。

(4)日頃から健康管理をしましょう。

日頃から体温測定、健康チェックをし、体調が悪いと感じた時は無理せず静養する。

■集会施設の利用について

茨城県が定めるガイドラインに従って、引き続き感染拡大の防止に努めてください。

【主な感染予防対策】

- 社会的距離（2メートル以上、最低1メートル）を確保した座席の配置やその旨の利用者への表示と周知。
- 飛沫感染防止のために、対面する場所やテーブルにアクリル板やビニールカーテン等の設置。
- 収容可能人数よりも、利用する人数を少なくし限定する。
- 集まる人に対するマスク着用、手洗い、うがいの周知と入場時に体調チェックをする。
- 飲食等はできるだけ紙コップを利用するなど、食器類を通じた感染回避に努める。
- ドアノブ、テーブル、トイレ等共用して使用する物品や設備の消毒や清掃を徹底する。
- 定期的な換気をする。
- 万が一の場合に備えて、誰がいつ利用したのかがわかるように記録をつける。

■行政文書配布時について

市では、新型コロナウイルス感染症の感染リスクを防止するため、必要性のあるものに絞って配布を行います。回覧をする際は、次のことにご配慮ください。

- 呼び鈴や声掛けでお知らせしたあと、ご家庭の郵便受けに置くなど、直接の手渡しをできるだけ避けるよう工夫する。
- 手洗いと咳エチケット（マスクの着用など）の徹底をする。
- 集まって配布文書の仕分けを行う場合には、「3密」を避ける。

■会議（総会等）の開催について

多くの方が集まらずに会議（総会等）を開催するには、書面表決や委任状を活用する方法があります。3密や新しい生活様式を取り入れた会議の開催が困難な場合に参考にしてください。

- 書面表決・・・総会に出席せずに書面で議決権を行使する方法です。

《書面表決の進め方（例）》

- (1)「総会資料（議案書）」「書面表決書」等を住民に配付する。
- (2)住民から「書面表決書」を提出してもらう。
- (3)書面表決を集計する。
- (4)回覧等で結果を会員にお知らせする。

※様式は市ホームページからダウンロードできます。

- 委任状の活用・・・委任状の提出を受け、役員等のみの少人数で開催する方法です。

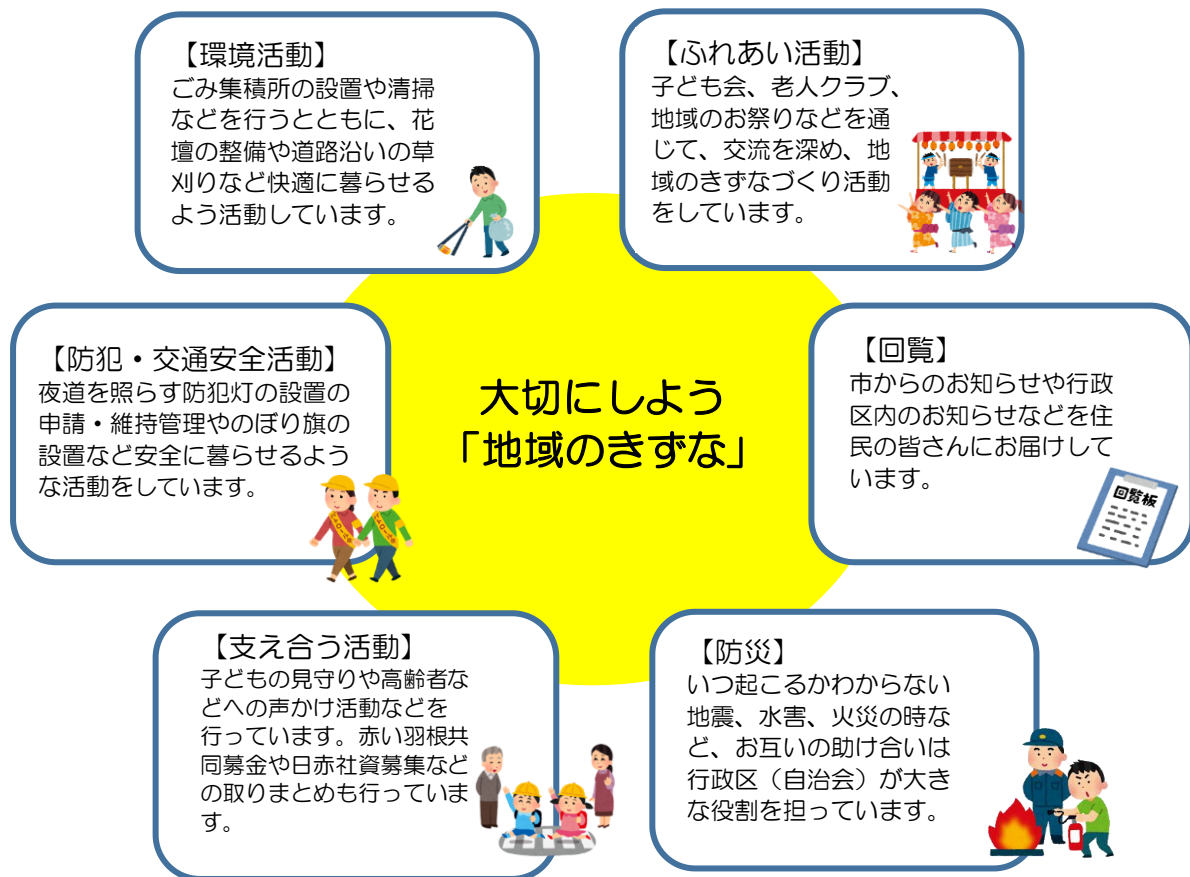
※「認可地縁団体」については、地方自治法の規定により、年に一度必ず総会を開催する必要があります。（参照：P13 認可地縁団体について）

行政区（自治会）とは

行政区は、各地域を一定の区域で分け、区域内の住民で構成された組織であり、自治会は、それぞれの地域で住民相互の協力・親睦のために、自主的に作られた団体です。

行政区（自治会）は、市などと協力しながらよりよいまちづくりを進めています。

行政区（自治会）の活動



地域の活動への参加は、住民同士のつながりができ、一人では解決できないような地域の課題も、皆で考えることができ、解決へとつながります。また、近年頻回に発生している災害などの備えとしての、地域での助け合いが強化され、安心安全な住みよいまちとなっています。

行政区（自治会）活動への支援

行政区（自治会）向けの支援・補助事業をまとめましたので、ご活用ください。
※詳細（申請方法等）は担当課等へお問い合わせください。

市民活動補償制度

総務課

市民団体等が無償で公益性のある活動を実施した際に、不測の事故により負傷したとき又は損害賠償を負う場合、市が契約した保険で当該支出を補償します。

- ① 損害賠償補償：参加者又は第三者の身体・財物等に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合。
身体賠償（1人最大1億円、1事故最大3億円）
財物・保管物賠償（1事故最大500万円）
- ② 傷害補償：市民活動中に発生した急激かつ偶然な外来の事故により負傷等をした場合。
死亡・後遺障害補償（最大500万円：事故の日から180日まで）
通院補償（2,000円/1日：事故の日から180日までの間で90日限度）
入院補償（3,000円/1日：事故の日から180日まで）
手術補償（入院補償対象時、そのケガの治療のため手術を受けた場合、約款に定められた倍率の額）

集落集会施設等整備事業

まちづくり推進課

地域の活動拠点となる集会施設を新築・解体・補修等をする場合や、区が管理する既存遊具を補修又は撤去する場合に、費用の一部を補助します。

- ① 新築整備事業（補助対象経費の2分の1以内の額で、上限500万円）
補助対象：建物本体部分・防災に関わる整備（防災カーテン、火災警報器等）等
- ② 補修改修事業（補助対象経費の2分の1以内の額で、上限200万円）
補助対象：建物本体部分、防災に関わる整備、畳張替、水道接続工事（加入分担金は対象外）等

- ③ 排水整備事業（補助対象経費の2分の1以内の額で、上限100万円）
補助対象：下水道供用開始後2年以内に実施する公共枡までの配水管工事及び水洗化のためのトイレ改修工事
- ④ 再建支援事業（補助対象経費の2分の1以内の額で、上限500万円）
補助対象：災害で損壊した施設の建物本体部分・防災に関わる整備
- ⑤ 解体事業（補助対象経費の2分の1以内の額で上限100万円）
補助対象：建物本体の解体及び処分工事（敷地の外構及び造成工事は対象外）
- ⑥ 遊具補修等事業（補助対象経費の2分の1以内の額で、上限10万円）
補助対象：区が管理する既存遊具の補修及び撤去（遊具新設は対象外）

コミュニティ助成事業≪財団法人自治総合センター事業≫

まちづくり推進課

財団法人自治総合センターが実施する、自主的に活動を行う市民団体等のコミュニティ活動を助成する事業です。

- ① 一般コミュニティ助成事業（100万円以上の事業が対象。最大250万円まで助成）
地域のコミュニティ活動に直接必要な設備の整備等が対象。
ただし、消耗品の購入などは対象外。
- ② コミュニティセンター助成事業（事業費の5分の3以内の額を助成。最大1,500万円）
地域のコミュニティ活動のために必要な集会施設の建設等が対象。
- ③ 青少年健全育成助成事業（30万円以上の事業が対象。最大100万円まで助成）
青少年の健全育成に資することを目的としたスポーツ・レクリエーション活動やコミュニティ活動のイベント等に関する事業に直接関係する経費が対象。
ただし、食糧費や多用途に転用可能な消耗品の購入などは対象外。

※ 申請には受付期間があります。市の広報紙やホームページでお知らせしますのでご確認ください。

※ 市の申請枠は2団体までとなりますので、希望団体多数の場合は抽選等により、申請団体を決定いたします。

※ 自治総合センターでの審査により決定されますので、必ずしも助成が受けられるものではありません。

市民活動への印刷機等無料貸出支援

生涯学習課

市民活動（公益性のある活動等）に必要な資料等を印刷する際に、印刷機及び資料製本用備品を無料で利用できます。

※ 印刷機設置施設：江戸崎中央公民館、新利根公民館、桜川公民館、東支所

※ 用紙は持参してください。

行政区の活動場所の支援

生涯学習課

行政区が地域のための活動で公民館を利用する場合は、貸館使用料が免除（冷暖房を使用する場合は、冷暖房使用料のみ負担）されます。

※ 利用対象施設：江戸崎中央公民館、新利根公民館、桜川公民館、あずま生涯学習センター

稲敷ふれあい座談会

秘書政策課

市民の意見、提言等を幅広く市政に反映させ、より一層開かれた市政の実現及び市民参画によるまちづくりの推進を図るため、市長と市民団体等が意見の交換を行うための座談会を実施します。

防犯灯設置事業

危機管理課

市内の小・中学生並びに市民の安全・安心なまちづくりを目指すことを目的に、各行政区からの要望により防犯灯を新設します。

- ① 要望箇所が通学路指定されている場合
設置費用の全額を市が負担します。

② 要望箇所が通学路指定されていない場合

設置費用の7割を市が負担し、残り3割は行政区に負担いただきます。

※ いずれの場合も、防犯灯に係る電気料は市が全額負担します。

自主防災組織結成・資機材整備補助事業

危機管理課

行政区等で自主防災組織を結成した場合及び資機材の整備に対し補助金を交付します。

① 自主防災組織結成事業 5万円以内

② 資機材整備事業 30万円以内

※ 1組織あたり1回に限ります。また、当該金額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てとなります。

防犯・交通安全活動用品の支援

危機管理課

地域の防犯や交通安全活動を行う支援として、のぼり旗（旗とポール）を提供します。

ごみ集積所設置費等補助事業

廃棄物対策室

行政区等が設置するごみ集積所の設置又は増設に要する費用の一部を補助します。

ごみ集積所の設置又は増設に要する費用（税込）のうち、市長が認める範囲に2分の1を乗じた金額（当該金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を補助額とし、その額が4万円を超える場合には、4万円を限度とします。

環境美化の日並びに霞ヶ浦清掃大作戦補助事業

廃棄物対策室

毎年3月と7月に実施される、地域の環境美化の為に市内一斉の清掃作業に対して、行政区へ補助金（広報紙の配布世帯数×100円）を交付します。

道路敷草刈り・側溝清掃謝礼制度

建設課

行政区として自主的に道路敷きの草刈りや側溝清掃を行っていただいた場合に、謝礼金をお支払いします。また、希望する場合に側溝蓋の開閉道具を貸し出します。

- ① 道路敷きの草刈り 10,000 円（各行政区 年度1回限り）
- ② 側溝清掃 10,000 円（各行政区 年度1回限り）

※ 多面的機能支払交付金事業の一環として行う活動は、対象となりません。

多面的機能支払交付金事業<国事業>

農政課

農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るために行う地域の共同活動について、交付金による支援が受けられます。

- ① 農地維持支払交付金
地域活動組織が行う農地法面の草刈りや水路の泥上げなど
- ② 資源向上支払交付金
地域活動組織が行う水路や農道等の軽微な補修及び環境保全活動（水質検査や植栽等）など

※ 活動地域の農地面積等に応じて交付単価が定められています。

いなしきリーダーバンク

生涯学習課

豊かな経験と優れた知識や技術をお持ちの方に『リーダーバンク』に登録していただいています。指導者や講師を探すことができます。

『移動式赤ちゃんの駅』貸出事業

稲敷市子育て支援センター

☎ 0297-87-7070

稲敷市内でイベント等を主催する団体に、授乳用のテントと折りたたみ式のおむつ交換台を無料で貸し出します。

- ※ テントとおむつ交換台は両方で1セットです。片方のみでの貸し出しは行っていません。
- ※ 貸し出しを行う場所：稲敷市子育て支援センター（稲敷市伊佐津 3239-1 新利根公民館内）

福祉機器貸出事業

稲敷市社会福祉協議会

☎ 029-892-5711

要介護1、要支援1、要支援2及び身体障害者等又はケガや外出のため一時的に必要とされる方へ、車いすを貸し出します。

- ※ 1か月未満の貸出無料、1か月以上は4,000円（消毒・保守点検費用）

物品貸出事業

稲敷市社会福祉協議会

☎ 029-892-5711

稲敷市で活動する団体を対象に、イベント等に使用できる物品を無料で貸し出します。

- ※ 貸出物品：綿あめ機、プロジェクター・スクリーン、かき氷機（手動式）、AED
- ※ 個人や営利目的での貸し出しは行っていません。

花いっぱい運動定着化促進事業<<県事業>>

※詳細はチャレンジいばらき県民運動ホームページをご覧ください。

<https://challenge-ibaraki.jp/>

花づくりをととした地域コミュニティの再生・活性化を図るため、花いっぱい運動に継続して取り組んでいる、または取り組もうとしている各種団体等に対して助成をします。

1 団体・学校あたり5万円以内

〔支援の対象経費〕

○花壇の造成費用等（プランター、鉢、シャベル、花の種、苗等の購入費用も含む）

○その他花いっぱい運動に必要と認められる経費（飲食代・機械等の修繕費は対象外）

○申請には受付期間があります。

県政出前講座<<県事業>>

※詳細は茨城県のホームページをご覧ください。

<https://www.pref.ibaraki.jp/bugai/seisakushingi/chousei/demae/top.html>

茨城県が重点的に取り組んでいる事業や施策について、茨城県職員が職場や集会にお伺いします。

いきいきとした地域づくり・継続可能な活動スタイルを目指して

多くの地域が少子高齢化、ひとり暮らしの高齢者や単身世帯の増加、人間関係の希薄化、また役員のなり手不足などの課題を抱えています。住んでいる地域で誰もがいきいきと暮らしていくためには、男性と女性が協力し課題の解決に取り組むことが大切です。男性女性が協力し合い、地域に住む様々な世代の人々と楽しく地域づくりを進めていきましょう。

秘書政策課 男女共同参画担当

1. 避難について

避難情報等と市民がとるべき行動は5段階の警戒レベルで表現されます。

警戒レベル	行動を促す情報	状況	市民がとるべき行動
5	【緊急安全確保】	災害発生又は切迫	命の危険 直ちに安全確保
4	【避難指示】	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難
3	【高齢者等避難】	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難
2	大雨・洪水・高潮注意報	気象状況悪化	自らの避難行動を確認。
1	早期注意情報	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める

2. 防災情報について

稲敷市では、以下の方法で防災情報を発信しています。災害時に少しでも多くの行政情報を受け取れるようご確認ください。

○防災行政無線（放送内容の確認サービス ☎029-892-3250） 登録不要

○稲敷市公式ホームページ 登録不要

○稲敷市公式アプリ 登録必要

○稲敷市情報配信メールー斉配信サービス 登録必要

○稲敷市公式LINE 登録必要



ホームページ



公式アプリ



メール配信



公式LINE

3. 自主防災組織について

地域における防災体制として、自主防災組織があります。立ち上げのご相談は危機管理課までお問い合わせください。（参照：P7 自主防災組織結成・資機材整備補助事業）

行政区内にお住まいの方の個人情報の取扱いについて

総務課

平成 29 年 5 月 30 日に改正個人情報保護法が施行され、行政区の住民組織などにも個人情報保護法が適用されるようになりました。

つきましては、下記の点に注意して取り扱ってください。

1. 個人情報とは

生存する個人に関する情報であり、氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できる情報をいいます。他の情報と照合することで、特定の個人を識別できる場合も含みます。

2. 基本的ルール

【個人情報を集める・保管・提供するときのルール】

	ルール	具体的対応例
個人情報を集めるとき	個人情報の利用目的と利用内容を明確に提示する。	「会員名簿を作成し、名簿に記載されている会員に対して配布するため」等、利用目的の記述等をしましょう。 また、他の人から見られず情報を集められるよう集め方にも配慮しましょう。
個人情報を使用するとき	利用目的の範囲内で利用する。	「名簿を行政区の活動以外の目的に使用しないよう取扱いに注意して下さい」等の記述等をしましょう。
個人情報を保管するとき	集めた個人情報の漏えい防止のために適切な措置をとる。	盗難・紛失等が無いように適切に管理する必要があります。（パソコンでの管理の場合はウィルス対策やパスワード活用等） また、名簿を配布した際には、配布先の会員に対して盗難や紛失、転売禁止などの注意を呼びかけたり、名簿にその旨を記載することも重要です（※）。
個人情報を提供するとき	本人以外の者に個人情報を提供する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。 ただし、法令に基づく場合、人の生命・財産を守るため緊急の場合などは、同意を得なくても提供できる。	本人の同意を得るとともに、提供した相手方の情報等を記録し保管しておきましょう。

※名簿への記載例として、「本名簿は多数の個人情報に記載されているため盗難や紛失にお気を付けいただき、転売や貸与等は厳に慎んでください。」などがあります。

規約について

総務課

規約は行政区（自治会）を円滑に運営・活動していく上での基本的なルールとなるもので、目的や会員・役員に関すること、総会や役員会、会計に関することなどが定められます。作成に当たっては会員の皆さんから意見を十分に聴き、地域の実情にあったものとする必要があります。

なお、規約は少子高齢化などによる行政区（自治会）の規模の変化などにより、適宜見直し等が必要です。

認可地縁団体について

まちづくり推進課

これまで自治会等の「地縁による団体」は、保有する不動産について自治会等の名義で不動産登記することはできず、様々な問題が生じていました。このため、平成3年に地方自治法が改正され、一定の要件を満たす場合に、市町村長の認可を受けて法人格を取得し、不動産登記ができるようになりました。

さらに、令和3年に地方自治法が改正され、不動産の保有又は保有の予定に関わらず、地域的な共同活動を円滑に行うために、法人格を取得することが可能になりました。

○認可要件

1. 目的 その区域の住民相互の連絡、環境整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現に活動を行っていること。
2. 区域 団体の区域が住民にとって客観的に明らかに定められていること（区域は、現に存在する団体が相当の期間にわたって存続している区域の現況によらなければならない）。
3. 構成員 当該団体の区域に住所を有するすべての個人は、年齢、性別等を問わず構成員になることができ、その相当数の者が構成員となっていること。
4. 規約 規約を定めていること。規約には、以下の8項目については必ず定めなければなりませんが、それ以外の事項を定めることは差し支えありません。
※8項目：目的、名称、区域、事務所の所在地、構成員の資格に関する事項、代表者に関する事項、会議に関する事項、資産に関する事項

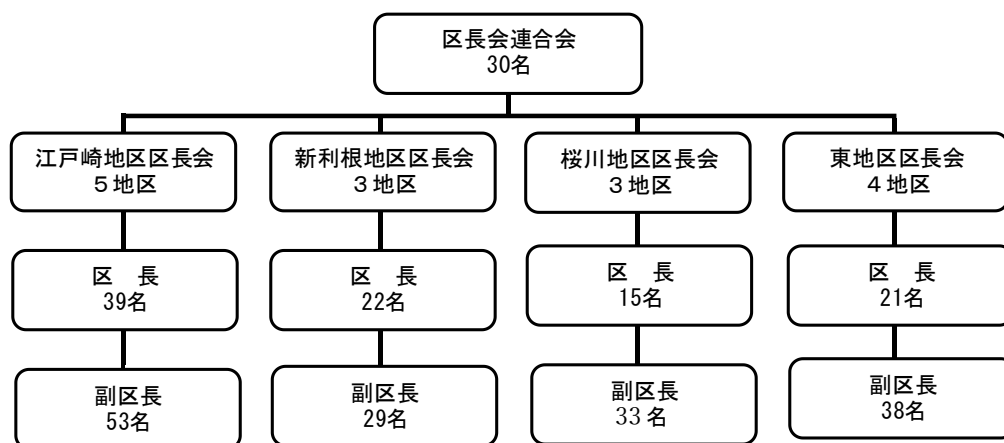
【資料】

《区長について》 総務課

稲敷市には、97の行政区があり（そのほか自治会組織もあります）、それぞれの行政区には区長・副区長が置かれています。

1. 職 務 地区の要望を市に伝えたり、行政からのお知らせを市民の皆さんに伝えていただくなど、地区と行政とのパイプ役として活動しています。広報紙など市からの配布物を地区のみなさんに配ったり、空き缶拾いや粗大ごみ収集、行事参加の取りまとめなど、地区の為にさまざまな活動を行います。
2. 謝 礼 （１）正区長 年額 均等割 80,000 円 戸数割 1,600 円
（２）副区長 年額 均等割 40,000 円 戸数割 600 円
3. 任 期 任期は1年で、再任は妨げられていません。
4. 区長会 旧 4 町村単位で区長会を組織し、区長会ごとに選出された役員をもって区長会連合会を組織しています。区長間の交流や情報交換などを行い、豊かで潤いのあるまちづくりに寄与することを目的としています。

※ 令和4年度稲敷市区長会の組織



《地域活動事例集》

稲敷市内で行われている行政区等の取組みについて、一部ではありますがご紹介しますのでご活用ください。

また、以下の他に地域のために主体的に行っている活動があれば、市民協働課へご連絡ください。

＜平成 30 年度 12 月：正区長対象調査＞

小中学生登校時の見守り

■活動団体：新利根新宿区

■活動内容：小中学生の朝の登校時に、挨拶をしながら道路の横断を見守っています。

また、路側帯（グリーンベルト）の上を歩くように声をかけ、一人遅れた子がいた場合は学校まで付き添うようにしています。

■効果：自動車が、子どもたちに注意しながら運転してくれるようになりました。地区内の道路が時速 30km 制限になったことも交通安全につながっています。挨拶を元気に返され、見守りは楽しい時間になっています。

生活安全講演会の開催

■活動団体：光葉団地自治会

■活動内容：当団地は、リタイヤ（定年）した後の老後の人生を自然豊かな場所で過ごすために、東京・千葉・神奈川等の地域から移ってきた方が大半であり、高齢者が非常に多い地区です。住民が安全に安心して暮らせるために、稲敷市交通安全協会や稲敷警察署に協力をいただき、「交通安全」や「高齢者を狙った詐欺防止」等の講演会を開催しています。

■効果：交通安全シミュレーション等による交通安全意識の向上や、防犯講演等による住宅の防犯対策への意識の向上などが進んでいます。

防災学習会の開催、地区防災を考える会の開催

■活動団体：新利根新宿区

■活動内容：地区の防災の一助になればと、紙芝居形式の防災に関する資料を作成し、地区内で多くの人をお世話いただいている「福祉サービスみどり」と「認定こども園つばさ」の職員の皆さんと学習会をさせていただきました。また、地区の消防団、民生委員、正副区長で防災について話し合いを行い、第 1 回会議では、

地区集会施設（共同利用施設）を地区の一時避難所とする案が出ました。

- 効果 : 学習会に参加いただいた方から「知らなかったこともあり勉強になりました」、「若い人に特に聞いてほしい」という声をいただきました。また、火災が発生した時に、地区内に設けられている「消火栓」により初期消火活動を行う必要があることや、その訓練を行う必要があることを再認識することができました。

体験型防災訓練の実施、小型消火器等の整備

■活動団体：光葉団地自治会

■活動内容：住民の体験型防災訓練として、いなほ消防署桜東分署に協力をいただき、火災時の対応（小型消火器・消火栓操法）や、AED 等を使用した救命方法の指導を受けています。定期的活動として、秋（10月～11月）に実施しています。また、団地内には消火栓設備が7か所、防火水槽が5か所ありますが、防災強化のため、住民が取り扱える「小型消火器（40個）」及び「消火栓スタンドパイプ」を自治会で購入し、団地内に配備しています。配備した消火器等は、自治会役員が毎年点検を行い、必要に応じて更新しています。

- 効果 : 訓練を毎年実施することで、初期消火で使用する「小型消火器」の取扱いを多くの人が体験しており、万が一の際に役立つと確信しています。消火栓訓練についても、実際はどの程度役立つかは不明ですが、無駄とは考えずに継続しています。
- また、班長は毎年交代しますが、それにより多くの人が「消火器点検」に携わることになり、住民の防災意識が向上しています。

地区集会施設の活性化

■活動団体：新利根新宿区

■活動内容：地区集会施設（新宿共同利用施設）をたくさん利用いただき、住民の皆さんの暮らしの向上につながるように、住民が集まる年度末の総会で施設利用の資料を配布し、利用の呼びかけをしています。また、地区の交流拠点となるよう、施設の敷地に地区のお知らせなどを掲示するための掲示板を設置しています。

- 効果 : 2018年4月1日～12月23日までの利用回数は68回（延べ705人）を数え、地区の集会・茶話会・同好会・輪投げ練習・子供会活動・ボランティア活動・パーティなど、多くの住民の交流の場として様々な利用がされています。
- 掲示板設置後は、住民が立ち止まって目を通す様子が見られるようになり、掲示物が新しくなるのを楽しみにしている人もいます。

親睦と美化活動

■活動団体：時崎敬老会

■活動内容：時崎会館（地区集会施設）周辺の除草・ゴミ拾いや、花壇の植付・管理などを行い、環境美化に努めています。活動メンバーの親睦も深められるよう毎月 1 回以上実施しています。

■効果：地区住民が利用する時崎会館周辺の環境が保たれるとともに、敬老会のメンバーが元気に顔を合わす機会となっています。

新利根新宿区内の環境づくり、新宿公園の活性化

■活動団体：新利根新宿区

■活動内容：地域の交通安全と防犯等のために、通りにはみ出した植木について、所有者に剪定の協力をお願いしています。剪定の許可を得て、区の役員や歴代区長有志により、草刈りや枝切りなどを手伝うこともあります。

また、新宿公園の管理（設備の管理や清掃等）を、区の役員等が行っています。

■効果：区内の各戸が地域の交通安全等を考え、剪定・伐採・草刈り・清掃などを快く行っていていただきます。通りが明るく美しくなり、防犯効果もあると住民の皆さんに喜ばれています。また、各戸ともまめに植木の手入れをしてくれています。

四箇区内の環境美化活動

■活動団体：四箇区

■活動内容：坪毎に以下の活動を行っています。

【酒井坪・中台坪】2月・6月・10月の第1日曜日にコミュニティ消防センター及び敷地を清掃しています。

【村坪】毎月1回観音様の建物や敷地のほか、その周辺を清掃しています。

【来栖坪】市で行われる年2回の清掃作戦では除草が間に合わないため、さらにもう1回坪全体で除草作業を行っています。また、毎月第2日曜日の午前中に、来栖坪老人会10人程度のメンバーにより、お墓や集会所、その周辺などの清掃を行っています。

■効果：【村坪】地区集会施設を兼ねていることから、皆で綺麗にしようという意識が芽生えています。

【来栖坪】地区内の安全な環境が保たれている。また、除草する道路には通学路も含まれており、子どもたちの安全にもつながっています。老人会で清掃を

行っているお墓は、どこの墓地より綺麗であると評判が良いです。さらに、道路もいつでも安心して通れるとの評価を得ています。

清水区内の草刈り・ゴミ拾い

■活動団体：清水区

■活動内容：地域の草刈りやゴミ拾いの活動を、年４回（朝７時から３～４時間）実施しています。

■効果：ゴミが落ちていない環境により、地域の安全・安心感が向上しています。また、活動を通して、地区内で住民同士が顔を合わす機会が増えています。

光葉団地内の美化活動、光葉団地内公園の管理

■活動団体：光葉団地自治会

■活動内容：定期活動として、６月・１０月の年２回、団地内全世帯による共有部分の清掃（除草・剪定・掃き掃除）を行っています。＊日曜日の午前中約２時間程度。また、団地内には中央公園・東小公園・西公園・西小公園の他、緑地が２０か所以上あります（市管理地）。中央公園と西公園については、市で年に３回程度除草していますが、他の公園及び緑地は当自治会で除草などを行っています（年５回程度 延べ１００回以上）。中央公園については、植栽場所を住民の癒しのスペースに変えるため、植栽場所の使用について市と交渉し、自治会で花壇を作り管理を行っています。

■効果：２０１０年に「住まいのまちなみコンクール」で受賞し、環境美化は住民の誇りとなっており、安全・安心感の向上と維持が図られています。活動を通して班員同士が顔を合わせ、近況を語り合う場ともなっており、清掃後に「青空班会議」が行われることもあります。また、住民が最も多く利用する中央公園の花壇は、公園のシンボルとなりつつあり、春には住民の目を癒しています。

地域の環境保全活動

■活動組織：市内５０組織（※Ｒ２．４月現在）

■活動内容：多面的機能支払交付金を活用し、市内５０組織により、農地法面の草刈りや水路の泥上げなど、市内広い範囲で地域資源の保全活動等が行われています。

《避難について》

危機管理課

1. 開設予定避難所

災害発生当初は原則以下の施設を避難所（避難場所）として開設します。

地震・風水害共通
江戸崎中央公民館
新利根公民館
桜川小学校
あずま北小学校
江戸崎体育館（洪水時避難場所）
高田コミュニティセンター

2. 避難所以外の避難場所：車両避難場所（車両内待機）

【利根川・霞ヶ浦等の洪水時にグラウンドや広場に駐車可能な避難場所】

江戸崎中学校・稲敷市教育センター（旧 鳩崎小学校）・高田小学校・江戸崎中央公民館・新利根中学校・新利根小学校・新利根公民館・新利根総合運動公園・桜川中学校・阿波小学校・浮島小学校・あずま北小学校・ゆたか幼稚園

※避難可能になった場合に市から情報発信いたします。

3. 避難先への持ち物（一例）

飲料水・食料（調理せず食べられるもの）・貴重品（現金、預金通帳、保険証など）・応急医薬品等（常備薬、お薬手帳）・生活用品（衣類、タオル、入れ歯など）・衛生用品（マスク、歯ブラシ、石鹸、紙おむつ、消毒液、体温計など）・携帯ラジオ・携帯電話（充電器含む）・懐中電灯・雨具 など

※新型コロナウイルス感染症対策のため、避難先へは感染症対策物品（マスク、手指消毒液、体温計など）をお持ちください。

《行政区（自治会）が関係する主な行事等予定》

月	会議・行事等名	参集範囲	備考
4月	正副区長会議	正区長	総務課
5月	各地区区長会総会 家庭の粗大ごみ収集（江戸崎地区） 区長会連合会総会 青少年育成稲敷市民会議総会	地区区長会役員 地区区長会会長	総務課 環境課廃棄物対策室 市民協働課 生涯学習課
6月	家庭の粗大ごみ収集（新利根地区） 日赤活動資金及び市民会議会費取りまとめ		環境課廃棄物対策室 社会福祉課・生涯学習課
7月	空き缶等回収事業（環境美化運動の日）		環境課廃棄物対策室
8月			
9月	赤い羽根共同募金等の取りまとめ		社会福祉協議会
10月	敬老会 家庭の粗大ごみ収集（東地区）		高齢福祉課 環境課廃棄物対策室
11月	家庭の粗大ごみ収集（桜川地区） 青少年育成稲敷市民会議 ・青少年の主張大会 ・青少年の健全育成を考える講演会	全区長	環境課廃棄物対策室 生涯学習課
12月			
1月			
2月			
3月	空き缶等回収事業（霞ヶ浦清掃大作戦）		環境課廃棄物対策室

※令和4年度の行事予定より

≪市役所各課主な業務一覧≫

行政経営部	秘書政策課	・ 秘書 ・ 男女共同参画	・ 市長の手紙, 座談会	・ 広報紙	・ 市ホームページ	・ 政策調査, 調整
	企画財政課	・ 総合計画	・ 事業企画, 管理	・ 統計	・ 財政	
	行革・デジタル推進室	・ 行政改革	・ 情報政策			
	総務課	・ 人事, 給与 ・ 行政相談員 ・ 市民活動補償制度	・ 職員の募集 ・ 行政不服審査	・ 選挙 ・ 個人情報保護	・ 情報公開 ・ 区長	・ 自衛官募集 ・ 区長配布, 回覧
	管財課	・ 入札, 契約, 検査	・ 庁舎管理	・ 市有財産管理	・ 公共施設再編整備	
地域振興部	危機管理課	・ 消防 ・ 防犯灯	・ 防災 ・ カープミラー	・ 自主防災組織	・ 交通安全	・ 防犯
	まちづくり推進課	・ 人口減少対策 ・ 観光振興	・ 移住交流 ・ フィルムコミッション	・ 地域おこし協力隊	・ ふるさと納税	・ 市のPR ・ 国際交流
	農政課	・ 農林水産業振興	・ 多面的機能支払交付金	・ 土地改良事業	・ 農業担い手支援	
	産業振興課	・ 商工業振興	・ 消費生活相談	・ 都市計画	・ 開発指導	・ 公共交通
	企業誘致推進室	・ 企業誘致	・ 工業団地			
市民生活部	市民窓口課	・ 住民登録	・ 戸籍	・ 印鑑証明	・ パスポート	・ マイナンバーカード
	東支所	・ 住民登録	・ 戸籍	・ 印鑑証明	・ 税等の収納	・ 区長会
	保険年金課	・ 国民健康保険	・ 国民年金	・ 医療福祉	・ 後期高齢者医療	
	税務課	・ 市民税	・ 固定資産税	・ 軽自動車税	・ 法人市民税など	
	収納課	・ 税の収納	・ 納税相談	・ 滞納整理, 滞納処分		
	環境課	・ 環境対策	・ 公害対策	・ 空き地雑草除去	・ 畜犬登録, 狂犬病予防	
	廃棄物対策室	・ 粗大ごみ回収	・ ゴミ集積所設置	・ 不法投棄		
保健福祉部	社会福祉課	・ 障がい福祉	・ 民生委員児童委員	・ 日本赤十字		
	人権推進室	・ 人権擁護	・ 保護司	・ 更生保護女性の会		
	生活福祉課	・ 生活保護	・ 生活困窮者支援			
	高齢福祉課	・ 高齢福祉	・ 老人クラブ	・ 介護保険		
	いこいのプラザ	・ 介護予防事業				
	地域包括支援センター	・ 高齢者総合相談				
	こども支援課	・ 児童福祉 ・ DV	・ 母子福祉 ・ 放課後児童クラブ	・ 児童手当 ・ 放課後子ども教室	・ 児童扶養手当	・ 家庭児童相談
	子育て支援センター	・ 子育て支援				
	健康増進課	・ 成人健診 ・ 母子保健	・ 健康相談, 健康教育 ・ 乳幼児健診	・ 感染症対策 ・ 不妊, 不育	・ 献血事業	・ 予防接種
	ワクチン接種対策室	・ コロナワクチン接種推進				
土木管理部	建設課	・ 道路建設, 維持管理	・ 道路境界	・ 水路管理	・ 地籍調査	・ 市営住宅
	公園整備室	・ 公園維持管理				
	下水道課	・ 施設整備, 維持管理	・ 下水道料金	・ 受益者負担金	・ 排水工事補助金	・ 合併処理浄化槽設置補助金
	水道課	・ 施設整備 ・ 維持管理	・ 水道料金 ・ 配給水工事	・ 水道加入 ・ 水質管理	・ 水道開閉栓	・ 水道検針
教育委員会	教育政策課	・ 教育施策	・ 奨学金	・ 学校再編, 適正配置	・ 文化財保護	
	図書館	・ 図書貸出業務	・ 読書推進活動			
	歴史民俗資料館	・ 郷土資料調査研究	・ 教育普及活動			
	学務管理課	・ 学校施設整備 ・ 認定こども園	・ 学校施設管理 ・ 幼稚園, 保育所	・ 就学事務	・ 通学路, 通学バス	・ 学校保健
	学校給食センター	・ 幼小中学校給食				
	指導室	・ 学校教育指導	・ 教育相談			
	生涯学習課	・ 青少年育成 ・ 協働のまちづくり	・ 子ども会育成会	・ 家庭教育	・ 生涯学習推進	・ 文化芸術振興
	公民館	・ 講座	・ 地域づくり	※新利根公民館・桜川公民館：諸証明の発行や税等の収納、区長会事務等も実施。		
	スポーツ振興課	・ スポーツ推進	・ 学校体育施設	・ 運動公園		
	会計課	・ 公金の出納	・ 市税等の収納			
議会事務局		・ 議会運営	・ 請願, 陳情			
農業委員会事務局		・ 農業委員会運営	・ 農業者年金	・ 農地売買, 貸借許可	・ 農地転用	・ 耕作放棄地
監査委員事務局		・ 監査				